

勤労青少年ホーム  
平成24年度前期講座生・サークル生

【時】 11  
▼講座 5月5日 19時〜21時(茶道は平成25年3月まで)  
▼サークル 4月5日 平成25年3月 19時〜21時45分  
【所】 勤労青少年ホーム(ひまわり友あい館(西開間町))  
【対象】 市内に居住または勤務する15歳以上35歳未満の方\*学生は除きます。  
【入会金】 1500円(友の会年会費)  
\*傷害保険料は別途  
【受講料】 無料(教材費は各自実費負担)  
【申込開始】 4月1日(日)から  
【申込方法】 窓口で直接  
【申込・問合せ】 勤労青少年ホーム(20)1281

曜日	講座名	定員	活動内容	サークル活動
月	習字・ペン習字	20	楷書・行書などの基本と練習	-
	ふれあい手話	10	簡単な手話でコミュニケーション	
	茶道	15	基本と作法(*通年受講となります。)	
火	エアロビクス	30	エアロビクス・ストレッチなど	-
	生花	15	四季折々の花の生け方	
	お菓子作り	20	パティシエに学ぶ四季のお菓子	
水	ネイルケア&アート	20	ネイルの基本ケアから色付け、描き方	ソフトバレーボール アコースティック・ギター(初級)
	ヨガ	30	初心者向けのヨガ、ストレッチ	ハンドベル(初級) バドミントン(愉快的仲間会)
木	着付け	10	浴衣から着物の着付けの基本	バドミントン(隔週)
	アロマテラピー	12	アロマテラピーの基礎と活用方法	ハンドベル(上級)
金	家庭料理	25	家庭料理応用編	-
土	-	-	-	-
日	-	-	-	-

\*講座は定員になり次第締め切り、定員に満たない場合は随時受け付けます。  
\*サークルは随時受け付けます。

ピティナ・ピアノステップ  
薩摩川内春季地区

【時】 11  
▼3月18日(日) 10時〜15時  
▼4月1日(日) 10時〜15時  
【所】 プラッセだいわ川内店2階 会議室(矢倉町)  
【内容】 相続、贈与、遺言、金銭貸借など契約全般、成年後見、財産管理、離婚、交通事故などの損害保険請求、行政手続全般支援  
\*予約した方を優先しますので、電話でご予約ください。  
【予約・問合せ】 行政書士民事法律研究会事務局  
099(253)0911

相談

行政書士による無料相談



お悩みの方は、お気軽にご相談ください。

【申込・問合せ】 11  
▼薩摩せんだいほのぼのステーション 榎田  
03(3944)2481  
▼ピティナ・ピアノステップ事務局  
03(3944)2481

お知らせ

引越しシーズンに本庁市民課窓口の時間延長および休日窓口を開設します

市では窓口の混雑緩和のため、次のとおり、本庁市民課の窓口の時間延長および休日開設を実施します。  
【平日時間延長】 3月27日(火)〜4月5日(木) 18時まで延長  
【土・日曜日開庁】 3月31日(土)・4月1日(日) 8時30分〜17時15分  
【所】 本庁2階市民課(2番窓口)

スポーツ安全保険に加入を



スポーツ安全保険は、スポーツやボランティア活動中に発生した事故に対して補償する制度です。万が一に備えて、ぜひ、ご加入ください。  
\*本年度から掛け金・補償額に改定がありました。詳しくは平成24年度加入依頼書をご覧ください。  
【保険期間】 4月1日〜平成25年3月31日  
\*4月1日以降に掛け金を納入した場合は、掛け金納入の翌日から平成25年3月31日まで  
【対象】 スポーツ・文化・ボランティア活動などを行う5人以上のアマチュアの団体やグループ  
【申込方法】 本庁5階市民スポーツ課、各支所教育課、サンアリーナせんだい、川内文化ホールに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込み  
\*インターネットによる申し込みも可能です。詳しくはス

ポーツ安全協会ホームページ  
(http://www.sportsazen.org)をご覧ください。

戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。  
【対象】 旧ソビエト連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方。ただし、平成22年6月16日以降に亡くなった方の相続人は請求できません。  
【請求受付期限】 本年3月31日(土)まで(消印有効)  
【請求方法】 請求書をお持ちでない方は、請求書類をお送りします。お電話ください。既に、特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。  
【請求・問合せ】 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当  
0570(059)204  
\*P電話、PHSの方 03(5860)2748  
\*受付時間は平日9時〜18時  
\*本年3月31日(土)は受付を行います。

\*期間中の庁舎の出入口は東側のみです。  
\*支所は、開設しません。  
【業務内容】 住所変更(転入・転居・転出)に伴う諸手続き  
\*3月下旬から4月上旬にかけて、引越しなどの住所変更手続きにより、窓口が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。なお、平日の時間内は各支所市民生活課でも手続きできます。  
\*県内の他市町村でも時間延長および土日開庁を行う場合があります。詳しくは、それぞれの市町村へお問い合わせください。  
【問合せ】 本庁市民課住民G(内線2546)

子ども手当認定請求はお済みですか?

昨年10月からの子ども手当制度改正に伴い、改めて認定手続きが必要な方には、昨年10月末に請求書を送付してあります。まだ手続きがお済みでない方は、必ず期限までに提出してください。  
\*9月以降なんらかの異動事由および10月以降の手当に関して手続きをされた方は、手続きは不要です。  
\*公務員の方は、職場での手続き

【請求書提出期限】 本年3月31日(土)  
\*期限までに手続きをされた方は、平成23年10月分から支給されます。  
【請求に必要なもの】 新規認定請求書、印鑑(スタンプ印は除く)、請求者の保険証、請求者名義の通帳  
\*子どもと別居されている場合は別途申立書や住民票が必要になる場合がありますのでお問い合わせください。  
【提出・問合せ】 本庁子育て支援課育成支援G(内線2366)および各支所市民生活課  
外来診療で高額な療養を受ける皆さまへ  
〜限度額適用認定証などの手続きについて〜  
国民健康保険制度および後期高齢者医療制度では、本年4月1日から「限度額適用認定証」などを提示すれば、外来でも医療機関などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。  
なお、既に限度額適用認定証などの交付を受けている方は、本年4月1日以降も経過措置により外来での利用ができますので、変更手続きは、必要ありません。

対象	交付の条件	手続きに必要なもの
国民健康保険被保険者【70歳未満】	申請時に、国民健康保険税に滞納がないこと	・国民健康保険被保険者証
国民健康保険高齢受給者【70歳以上】	世帯主と国民健康保険加入者全員が平成23年度市民税非課税であること	・国民健康保険被保険者証 ・高齢受給者証
後期高齢者医療被保険者【75歳以上】	被保険者の属する世帯全員が平成23年度市民税非課税であること	・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑

この制度をご利用される方は、問合先へ申請してください。

【申請・問合せ】 11  
▼本庁保険年金課  
▼国民健康保険 国保G(内線2842・2843)  
▼後期高齢者医療 高齢者医療G(内線2833)  
▼各支所市民生活課  
固定資産税縦覧帳簿の縦覧  
平成24年度固定資産税の(土地・家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧を行います。土地または家屋の固定資産税の納税者に限ります。  
なお、固定資産課税台帳に登録された事項に不服がある場合は、価格登録の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に文書で申し出をすることが出来ます。  
【時】 4月2日(月)〜5月1日(火) 8時30分〜17時15分  
\*土・日曜日、祝日は除く  
【所】 本庁2階税務課および各支所市民生活課  
【必要なもの】 納税通知書、運転免許証などの本人確認が出来るもの  
\*代理人は委任状が必要です。  
【問合先】 本庁税務課土地G(内線2241)・家屋G(内線2251)および各支所市民生活課  
道路占用料の一部改正および法定外公共物占用料について  
市では、国、県の道路占用料の見直しに準じて、一部の占用料の改正を行いました。また、法定外公共物(里道・水路)の占用料を新たに徴収します。  
詳細については、お問い合わせください。